

あきたリッチプラン

AKITA RICH PLAN

秋田県への産業立地を検討される企業様へ、初期投資を大幅に低減するためのプランをご提案いたします。



(R4.4月現在)

1 補助制度

◆あきた企業立地促進助成事業補助金 県内への工場立地や施設整備のための設備投資を支援します。

①設備投資支援型

対象分野	対象事業 ※資本金(出資額)1千万円以上。(ただし県の誘致認定を受けた企業は除く)
製造業	日本標準産業分類表に掲げる大分類項目Eの製造業など(秋田県エネルギー・資源振興課が別に定める「環境・エネルギー型、資源素材型企業」を含む)を事業とする企業
情報通信関連型	コールセンター(インバウンド業務)、データセンター、マネジメント・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業などを事業とする企業
研究開発型	製造業を営む企業が行う物品の製造、又は加工に係る基礎研究、応用研究若しくは開発研究の事業であって、研究開発専門の部門を設置し、専従研究員を雇用して事業を行う企業

補助の要件	設備投資に対する補助	人材育成に対する補助	交付限度額	
投資額：3億円以上(土地代除く) ※1 ○対象経費(固定資産台帳に登録する資産) ・工場や社屋 ・設備や工具 ・設備に付随するソフトウェア ・併設する福利厚生施設(寮や企業内保育所) ・除雪車(新規に立地する場合) など 	基本補助率 10% 加算要件は下表参照 (投資額100億円までの金額) 投資額が100億円を超えた金額については「10%」となります。	重点分野事業※3の 人材育成に要する経費の1/2 限度額25万円/人 ○交付限度額 技術者派遣型 250万円 指導者招へい型 50万円	5億円 (既存立地企業の場合3億円 要件に応じた加算あり)	
雇用：新規(増加)常用雇用者数 <u>10人以上</u> ※2 (研究開発型企業、併せて本社機能等の移転を行う企業 <u>5人以上</u>) 国の賃上げ促進税制の適用を受ける場合は 雇用人数の緩和があります ・中小企業 賃上げ1.5%以上 10人→8人以上 2.5%以上 →6人以上 ・大企業 賃上げ3.0%以上 10人→8人以上 	加算要件			
	地域未来投資促進法に基づく基本計画に定めた業種 ※4 資源素材 エネルギー分野	製造業 新規常用雇用者 50人以上	研究開発型企業	新規常用雇用者のうち35歳未満の女性が5割以上
	+5%	+5%	+5%	+5%

※1 投資要件…県内への新たな工場等の設置もしくは工場等の増設を伴う投資が対象となります。

※2 申込(申請書提出)日から操業開始後1年以内に達成する必要があります。

※3 自動車・航空機関連分野、新エネルギー関連分野、医療・医薬品関連分野、食品加工関連分野、その他県内不足分野

※4 地域未来投資促進法の基本計画に定めた業種…県及び市町村が策定した基本計画に定めた促進区域における地域特性の分野に属する業種

②事業集約支援型

対象分野	対象事業	
県内への事業集約型	製造業及び製造関連サービス業	
補助の要件	設備等に対する補助	交付限度額
県内に工場等を有する企業が、県外で実施している事業を、県内に集約する事業 経費：1,000万円以上(事業集約に伴う経費) 雇用：新規(増加)常用雇用者数 2人以上 ※申込(申請書提出)日から操業開始後1年以内に達成する必要があります。	補助率 20%	2,000万円
補助対象経費		
建物・付属設備の改修 又は改築経費	生産設備の新規取得費 (更新を除く) ※5	生産設備の輸送費 ・設置費・調整費
		一般設備の取得費 ・輸送費・設置費

※5 令和7年3月31日までの申請に限ります。

◆はばたく中小企業投資促進事業補助金

中小企業者の県内への工場立地や施設整備のための設備投資を支援します。

対象分野	対象事業
「あきた企業立地促進助成事業補助金」 ①設備投資支援型 と同様	「あきた企業立地促進助成事業補助金 ①設備投資支援型」と同様
流通関連型	道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、卸売業等（県を越えた広域物流ネットワークを構築する事業であること※6）

補助の要件	設備投資に対する補助	人材育成に対する補助	交付限度額
投資額：1億円以上3億円未満（土地代除く）※1 ただし、環境・エネルギー型（電気業、ガス業及び熱供給事業等を行う企業を除く）企業の場合、3,000万円以上3億円未満 雇用：新規(増加)常用雇用者数 5人以上 ※2 [従業員数100人以下の環境・エネルギー型企業 2人以上] [併せて本社機能等の移転を行う企業] 国の賃上げ促進税制の適用を受ける場合は雇用人数の緩和があります 賃上げ1.5%以上 5人→4人以上、賃上げ2.5%以上 5人→3人以上 （※みなし大企業の場合は、賃上げ3%以上 5人→4人以上）	基本補助率 10% 加算要件は下表参照	重点分野事業※3の 人材育成に要する経費の1/2 限度額25万円/人 交付限度額 技術者派遣型 250万円 指導者招へい型 50万円	3,000万円

加算要件				
製造業				
地域未来投資促進法に基づく基本計画に定めた業種	資源素材 エネルギー分野	新規常用雇用者 30人以上	生産工程において第4次産業 革命分野（IoT・AI・ロボット等） を活用 ※7	研究開発型企業
+5%		+5%	+5%	+5%

※6 卸売業については企業自らが倉庫、配送センター、流通加工場等を建設し、企業自ら流通業務を行い、その区域が他の県域にわたる事業を対象とします。
 ※7 第4次産業革命分野（IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等）…複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データ（ビッグデータ）を活用して、①監視、②保守、③制御、④分析のうち、いずれか1つ以上を行い、AIやロボットを活用するものを対象とします。

◆本社機能等移転促進事業補助金

企業の本社機能等の移転において、県内への移転等に要する経費を助成し、秋田県での事業の拡大や、多様で安定的な雇用の創出を支援します。

対象企業	補助の要件	補助内容
県内に本社機能等を移転し、本店登記する企業（本店登記については、登記を行わない場合でも内容により認められる場合があります。）	新規または移転による増加常用雇用者数 2人以上（役員を含む） ※本社機能等…全社的な事業活動を統括する管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門及び研究所、研修所	対象経費：建物及び付属設備、生産設備、一般設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費、移転に要する事務経費 補助率：40% ※新規常用雇用者の給与が首都圏と同等の場合 50% 補助上限：4,000万円

◎本社機能等移転に併せて設備投資を行う場合の助成制度

本社機能等移転と併せて設備投資を行う場合、「あきた企業立地促進助成事業補助金」及び「はばたく中小企業投資促進事業補助金」の雇用要件を緩和するほか、補助率を加算します。

補助金名称	雇用要件の緩和		補助率の特別加算
	通常申請	併用申請	
あきた企業立地促進助成事業補助金（設備投資支援型）	10人以上	5人以上	+5%
はばたく中小企業投資促進事業補助金	5人以上	2人以上	

2 優遇税制

◆秋田県税の減免制度

地区(域)区分	適用区域・市町村 (過疎地域は、旧市町村地域が適用区域となります)	適用基準	措置内容	適用期間
過疎地域	秋田市(旧河辺町)、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、湯上市(旧昭和町、旧飯田川町)、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村	設備の取得等※8 固定資産取得額※9 ・500万円～ 2,000万円	課税免除 ・不動産取得税※10 ・固定資産税(県※11) ・事業税	固定資産税、事業税 ・3年間 不動産取得税 ・その都度

※8 取得、製作、建設をいい、建物と附属設備の増築、改築、修繕又は模様替の工事による取得建設を含みます。(資本金の額等が5,000万円以上の場合には新增設のみ。)

※9 業種及び資本金の額等により下限額が異なります。

※10 不動産取得税の課税免除対象となる土地は、課税免除対象建物の垂直投影部分に限られます。

※11 固定資産税は、規定額（立地する市町村により異なる）を超えた部分が県税として課税されます。

企業立地の窓口

詳しくはお近くの秋田県事務所にお問い合わせください。

◆秋田県産業労働部産業集積課	〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎3階	TEL 018-860-2250 FAX 018-860-3869
◆秋田県首都圏産業情報センター (秋田県企業立地事務所(東京))	〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館7階	TEL 03-5212-9112 FAX 03-5212-9116
◆秋田県名古屋産業立地センター	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目16-36 久屋中日ビル10階	TEL 052-261-1806 FAX 052-252-2413
◆秋田県大阪事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目3-1-900 大阪駅前第1ビル9階	TEL 06-6341-7897 FAX 06-6341-7979

